

別表 1

第1 公募対象事業名	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率
6次産業化整備支援事業	<p>活力ある農山漁村の再生のためには、農林漁業を成長産業に持っていくことが必要であり、特に農林漁業者が2次産業、3次産業に進出する6次産業化の取組や、多様な事業者と連携し、農林水産業の高付加価値化を図る農工商等連携を推進することが重要な課題となっている。</p> <p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消費法」という。）等の認定者は着実に増加しているところだが、農山漁村地域の景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、6次産業化等の一層の推進により地域資源のもつ優れた価値を消費者までつなぐバリューチェーンを構築し、農山漁村を再生して行くことが不可欠である。</p> <p>このため、地域資源を活用した6次産業化、農工商等連携、地産地消等農林水産業の高付加価値化を図るために必要な加工・販売のための施設整備等を支援して攻めの農林水産業を展開し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ることとする。</p>	<p>1 農林漁業者団体による6次産業化の取組 農林業者団体が、六次産業化・地産地消費法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画に従って実施する六次産業化・地産地消費法第3条第4項に定める総合化事業に係る取組</p> <p>2 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化の取組 農林漁業者団体又は中小企業者が、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）農工商等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農工商等連携事業計画に従って実施する農工商等連携促進法第2条第4項に定める農工商等連携事業計画に係る取組</p> <p>3 県域を超える多様な事業者がネットワークを形成して行う6次産業化の取組 ① 農林漁業者団体が複数の事業者と連携して行う1の総合化事業に係る取組 ② 農林漁業者団体又は中小企業者が複数の事業者と連携して行う2の農工商等連携事業に係る取組</p>	<p>六次産業化・地産地消費法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者又は農工商等連携促進法第4条の規定に基づく農工商等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>1 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると思われる団体（なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあっては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>2 農林業者団体等と連携する中小企業者 農工商等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者（個人及び代表者が大企業又はみなし大企業である場合を除く。）であって、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。）と連携する者。</p>	<p>補助対象となる機械・施設は第3の1及び第3の3の①の取組の場合は1及びこれと併せて行う2を補助対象とする。 第3の2及び第3の3の②の取組において、事業実施主体が農林業者団体である場合は1及び2を補助対象とし、事業実施主体が中小企業者である場合は3を補助対象とする。</p> <p>1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 (1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設 (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設 (3) 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設 (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設 (5) 収穫後病害虫防除のために必要な施設 (6) 未利用資源活用のために必要な施設（充電を目的とする取組を除く。） (7) (1)～(6)の附帯施設</p> <p>2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 (1) 簡易土地基盤整備 (2) 農業用水のために必要な施設 (3) 営農飲雑用水のために必要な施設 (4) 高生産性農業用のために必要な施設 (5) 乾燥調整貯蔵のために必要な施設 (6) 育苗のために必要な施設 (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設 (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設 (10) 特用林産物生産のために必要な施設 (11) 農林水産物の運搬のために必要な施設 (12) 未利用資源活用のために必要な施設（充電を目的とする取組を除く。） (13) 特認施設 (14) (1)～(13)の附帯施設</p> <p>3 食品等の加工・販売のために必要な施設 (1) 農林漁業者団体と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設 (2) (1)の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）</p>	702,226千円以内	1/2以内